

広報 てらどまり

1991
4月号
No.186

合格おめでとう
—新しい旅立ち—
(寺泊高校合格発表より)

今月号の目次

まちづくりあなただが主役.....2-3	町史編さんシリ-ズほか.....11
活かに動いた町づくり管見を町政の進展へ.....4-5	「生涯学習に関わる意識調査」2...12-13
国民年金よりほか.....6	公民館ひろば.....14
3月14日岡中学校卒業式.....7	4月の健診・注射などのお知らせほか15
みんなをでそって披露しましょう.....8	お知らせ・ご案内コーナー.....16-17
土地取柄のまえに...4月は土地月間.....9	水族博物館だより
山火事に注意ほか.....10	おめでた・おくやみほか.....12

人のうごき(3月1日現在)

人口()内は前年比	出生	7
男 6,265 (+3)	転入	21
女 6,866 (+6)	死亡	4
計 13,141 (+9)	転出	15
世帯 3,162 (+3)	婚姻	4

□ 平成3年4月1日 寺泊町役場発行 〒940-25 新潟県三島郡寺泊町大字上田町3224の2
□ 総務課編集 TEL 0253-75-3111(代)

水族博物館だより

毒のある魚 ゴンズイ

魚の中には毒をもつ危険な魚がいます。フグの卵巣や肝臓などにある毒は御存知のことと思います。青酸カリの10倍も強いといわれています。この毒の力は季節によって変化し、春の産卵期に特に強く昔から「菜種の花が咲くころのフグを食べるな」と言い伝えられています。

さて今回紹介するゴンズイも毒のある魚で南日本の沿岸にふつうに見られるナマズの仲間です。ゴンズイの毒は背びれに1本、胸びれに1対の棘が毒腺につながっていて、棘に刺されると毒が毒腺から流れ出てくるものです。この毒は強力で、数種のタンパク質からなっているといわれ、これに刺されるとひどく痛み、赤くはれあがります。

こんな恐ろしい毒をもつ魚ですがたいへんユーモラスな魚でもあります。それはゴンズイの幼魚は多数集まり、ゴムマリのような群れをつくるからです。この群れは「ゴンズイ玉」と呼ばれ、体から分泌する集合フェロモンと呼ばれる化学物質の匂いによって仲間同士を互いに引きつけあうというおもしろい行動です。

水族博物館で飼育しているゴンズイもあつちへ、こつちへとゴンズイ玉となって群れ泳いでいるユ



白いストライプが目立つ毒魚・「ゴンズイ」

ーモラスな様子が観察できますので、是非一度御覧下さい。

4月から教育委員会事務局と水道課が毎月第2・第4土曜日を休ませていただきます。

4月13日・27日が土曜閉庁日(休み)です。



平成三年度 予算の成立について

寺泊町長 高橋 誠

昨年初めて三十億円台に達した一般会計予算は前年対比十増の三十四億三千八百万円が成立いたしました。予算の編成に当っては、特に教育費（前年対比三四・三％増、清掃事業等を中心とした衛生費（同、十七・四％増）、町道整備等の土木費（同、五・二％増）等の町民生活に直接関連する事業に力点を置いた編成を行いました。統合中学校用地の土地造成基本設計費に約三千九百万円、小・中学校の施設整備に約一億四百万円、近隣町村と共に取り組んでおられる清掃センター組合事業も、四月から中之島町地内にゴミ焼却場と新たに粗大ゴミの破砕施設が稼働をいたしました。又、し尿処理施設も建設が始まり、三年度末には完成いたします。両泊航路のカーフエリーの新造船が約十三億円の工費で建造されることになりました。（平成四年就航予定）観光寺泊の一層の発展に大きくつなげる朗報でもあり、新造船の就航に大きな期待をいだきながら、これに見合う港湾の改修に全力で

取り組んでいきたいと考えております。商工観光の振興の大きな推進力となっております。商工会、観光協会への助成につきましても、より一層の期待を込めて重点投資を行いたい。農業振興につきましても、転作関連の新事業と共に、数年来の課題でありました、大規模圃場整備事業（県営）が新年度から基本調査が始められますので、これに関する農家負担分の全額を町が助成（八百七十五万円）をすることといたしました。福祉面では新たに一人暮らし老人家庭に緊急通話装置を取り付けさせていただく事業、一人親家庭に対する医療費助成制度の新設等も含めよりきめ細かな福祉行政に努めていきたいと考えております。又、下水道事業につきましてもは新年度から基本構想計画の作成に入ることといたしました。その他住宅政策、企業誘致、地元企業の振興、防災体制の強化等にも全力をつくしていきたいと考えておりますので、町民各位の御指導、御支援を御願ひ申しあげます。

まちづくり あなたが主役

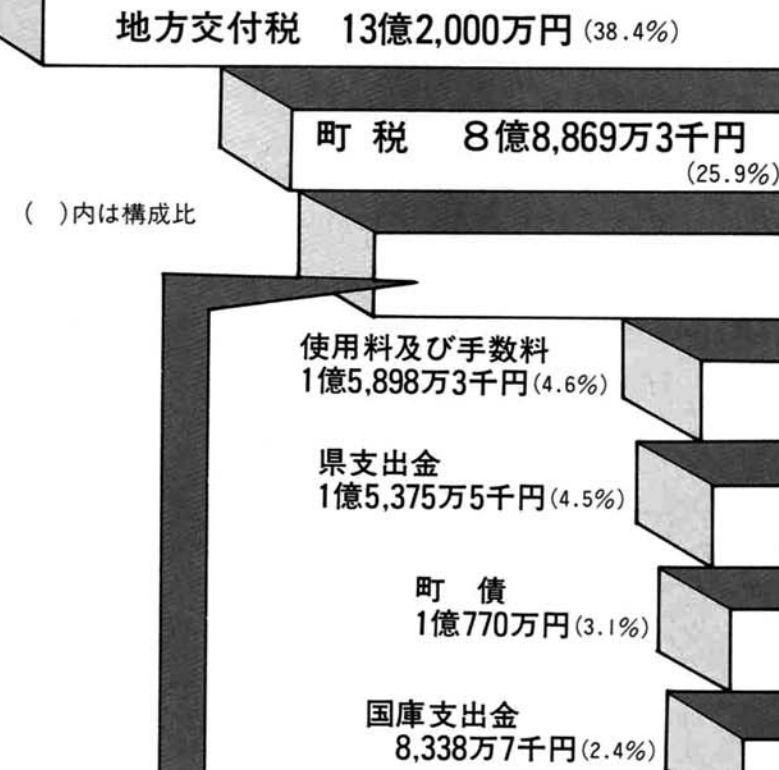
平成3年度予算決まる

生活環境の整備

高齢化に伴う住民福祉

健康で明るく住み良い町づくり

歳入総額 34億3,800万円



平成三年度一般会計及び特別会計予算が三月定例町議会で可決されました。

町はこの予算の編成に当っては、町勢の活性化を念頭に置き、従来から進めてきた行政改革を着実に推進し、健全財政の確保に努めるとともに、当町の当面する諸事業の積極的な推進を図ります。しかし町づくりは、みなさんが主役です。一人ひとり知恵を結集し、将来に向けた町づくりを行うためご理解とご協力をお願いします。

町税の内訳

- ◆町民税 4億1,551万円 (46.7%)
- ◆固定資産税 4億63万1千円 (45.1%)
- ◆町たばこ税 4,691万7千円 (5.3%)
- ◆軽自動車税 1,561万8千円 (1.8%)
- ◆その他 1,001万7千円 (1.1%)

- ・繰入金 1億9,943万1千円 (5.8%)
- ・財産収入 1億3,730万5千円 (4.0%)
- ・地方譲与税 1億700万円 (3.1%)
- ・諸収入 8,549万円 (2.5%)
- ・分担金及び負担金 7,035万4千円 (2.0%)
- ・自動車取得税交付金他 1億2,590万2千円 (3.7%)

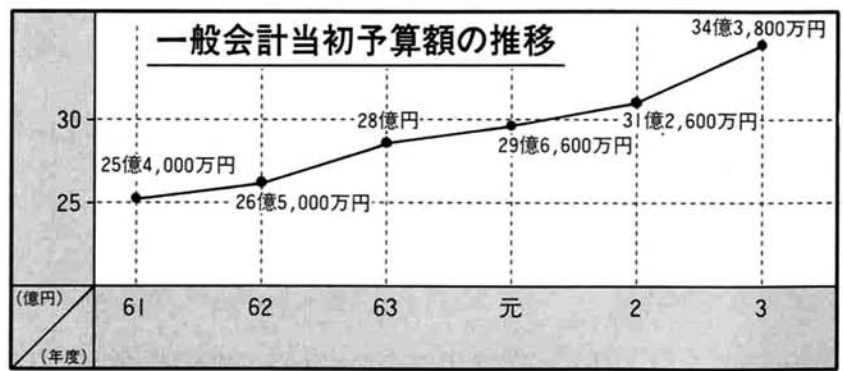


町民1人当り 税負担額と使われる額

○ 税負担額 **67,628円**

○ 歳出額 **261,624円**
(使われる額)

(平成3年3月1日現在 人口13,141人で計算)



特別会計	老人保健	8億8,200万円 (0.2%)
	国民健康保険	7億1,500万円 (5.6%)
	国民健康保険診療施設	1億2,500円 (3.3%)
	水道事業会計	<ul style="list-style-type: none"> ・収益的収入・支出 収入 4億2,978万9千円 (19.4%) 支出 3億7,751万8千円 (2.4%) ・資本的収入・支出 収入 8,605万円 (29.4%) 支出 1億5,809万2千円 (47.2%)

()内は対前年度比較

活力に満ちた町づくり。

着実な町政の進展を期し

歳出総額
34億3,800万円
 ー主な事業ー
 ()内は構成比

教育費

6億3,504万4千円(18.5%)

心豊かなたくましい人間をはぐくむ教育をするために、学校教育の充実、社会教育等の振興発展に努めます。

- 教育環境の整備を図るために
 - 小学校営繕工事関係 1,371万円
 - 中学校営繕工事関係(教科の変更による不足教室を充足等) 9,029万円
 - 小中学校教材等備品整備 1,104万円
- 統合中学校用地造成計画の見直しを行い、早期着工に努めるために
 - 統合中学校土地造成コンサルタント料 3,899万円
- 町民のための生涯学習活動の推進と文化財の保護整備のために
 - 生涯学習推進事業 203万円
 - 公民館費 794万円
 - 町史編さん事業 2,797万円
 - 体育施設整備工事 679万円

客宣伝を活発に行い入館者の増を図ります。

- 水族博物館管理費 1億1,681万円

その他

4億9,358万4千円(14.3%)

- 議会費 9,603万円
- 公債費 3億3,745万5千円
- 諸支出金 4,804万円
- 労働費 905万3千円
- 予備費など 300万1千円

土木費

6億2,449万3千円(18.2%)

地域活性化の基盤づくりを積極的に進める。下水道事業の基本構想づくりに着手します。

- 住民の強い要望のために
 - 道路新設改良費 3億6,942万円
 - 道路維持費 3,555万円
- 河川の維持管理
 - 河川維持費 4,257万円
- 海岸環境整備事業とカーフェリー新造船の発着所を含め、寺泊港の発展を期すため、県と協力して港湾整備を実施するために
 - 海岸環境整備負担金 150万円
 - 港湾改修・整備事業負担金 5,615万円

農材水産業費

2億4,804万7千円(7.2%)

農業基盤整備と複合経営の推進による自立農業の確立を図ります。

- 転作の計画的な推進と定着化のために
 - 水田農業確立対策事業 1,010万円
- 農業生産基盤整備のために
 - 県営圃場整備調査計画事業補助 875万円
 - 県営農免農道整備事業負担金(下桐・桐島地区) 364万円
 - 団体営農道整備事業(田頭地区) 2,639万円
- 農村生活環境基盤整備充実のために
 - 農村総合整備モデル事業 4,060万円
- 林業生産基盤整備のために
 - 林道寺泊1号線開設事業 1,624万円
- 水産業では資源培養型漁業の振興のために
 - 並型魚礁設置事業 594万円

総務費

4億1,758万4千円(12.1%)

各界各層の提言を行政に反映させ地域の活性化を図ります。

地域づくり特別事業については、昨年度より実施している人材育成等の補助金制度に併せて、地域づくりを積極的に進めるため、官民一体となって、各界各層(特に若者)の方々の提言を行政に反映し、地域の活性化を図るために

- 地域づくり特別事業 634万円

民生費

4億1,848万7千円(12.2%)

住民の福祉ニーズに対応した施策と児童福祉の向上を図ります。

- 高齢者福祉の充実のために
 - 家庭奉仕員派遣事業 783万円
 - 紙オムツ給付事業を柱とした寝たきり老人家庭援助事業 183万円
 - 老人生きがい教室などの老人福祉関係事業 2,211万円
- 老人保健特別会計繰出金 4,505万円
- 児童の健やかな育成を願い
 - 保育園児送迎事業 1,594万円
 - 園児送迎バス購入費(1台) 300万円
 - 保育所等運営費 1億7,857万円
 - 寺泊保育園措置委託料 4,372万円

消防費

1億9,917万2千円(5.8%)

安全な生活環境の確保を図るため、消防防災体制と消防施設の整備に努めます。

- 技術の向上と体制の強化を図るために
 - 常備消防費 1億5,104万円

商工費

1億3,083万1千円(3.8%)

商工業及び観光振興の基盤確立を積極的に推進します。雇用場所確保のため、優良企業の誘致を積極的に努めます。

- 商工会のより一層の振興を図り、関係団体と連携した中で、制度資金利用等、活力ある地域の商工振興を図るために
 - 商工会補助 1,100万円
 - 地方産業育成資金預託金 2,000万円
 - 商工業近代化資金預託金 1,000万円
- 観光協会の強化を図り、寺泊観光の特徴を生かし、県外客の誘致を積極的に行うために
 - 観光協会補助金 900万円
 - 季節旅館改善育成資金預託金 1,264万円

衛生費

2億7,075万8千円(7.9%)

住民の疾病予防等により健康保持増進を図ります。

- 健康で明るい町づくりを進めるために
 - 各種予防接種、人間ドック検診、各種健康診査の疾病予防事業 710万円
 - 母子保健事業 639万円
 - 老人保健事業 1,624万円
- 住み良い環境づくりのために
 - ゴミ収集運搬業務委託料 2,668万円
 - し尿及びゴミ処理施設の完成による収集事業充実のため、三島郡清掃センター組合負担金 1億4,931万円

- 消防力強化のために(消防署に)
 - 消防ポンプ自動車1台購入 1,200万円
- 適正な情報伝達手段の徹底を図る
 - 拡報無線受信所増設工事 230万円
- 地域における自主防災組織の結成と防災に強い町づくりを図る
 - 非常備消防費 2,183万円

卒業おめでとう 3年間の想いを胸に

— 3月14日両中学校卒業式行なわれる —



卒業証書授与



学びの舎を後に...

卒業生との別れを惜しむかのような、なごり雪の降る肌寒い三月十四日、寺泊・大津津両中学校で卒業式が行われました。父兄・在校生のあたたかい拍手に迎えられ、卒業生一六〇名(寺中一〇八名・大中五二名)が入場。厳肅な雰囲気の中、校長先生より卒業証書が手渡され、つづいて送辞・答辞とすべての式典を無事終了。そのあと、三年間の学び舎をあとにする時、やっと実感がわいてきたのか、涙、涙でなきあう姿が…。卒業生の胸の中は、きつと喜び、悲しみと様々な熱い思いで、いっぱいになったでしょう。お世話になった先生、父兄に見守られながら、旅立っていきました。

一六〇名の卒業生のみならず、それぞれの新しい道にむかって頑張ってください。



別れ.....



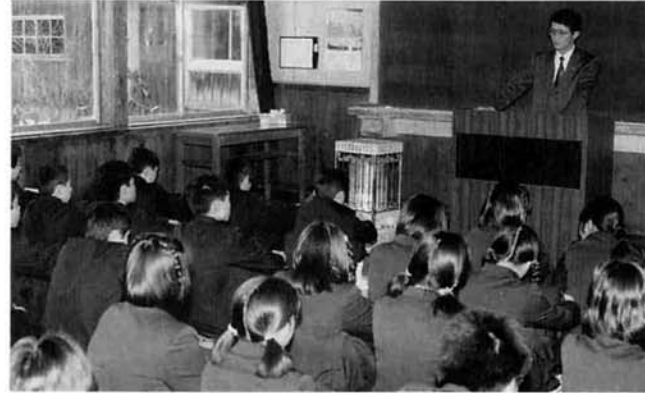
3年間ありがとうございました

21世紀を担う若人の活躍に期待する

— 中学校卒業生に 町長はなむけの 言葉を贈る —

三月一日と四日に、町内両中学校の卒業生に、今年も町長がはなむけの言葉を贈られました。卒業生の真剣なまなざしの中、町長が町の子供の将来、そして課題である「教育こそ町づくりの基本」という中学校の整備などいろいろな話をされ、また、自分の体験などを含め「これから社会に出ていろんな問題にぶつかっても、絶対に逃げない強い人間に、そして率直に欠点を指摘でき、素直に、正直になんでも相談できる友達を多くつくってほしい」と話されています。

生徒たちから「中学校が統合したらこの学校の跡地はどうなるのですか」という質問も出され、町政の関心も高く感じられたとともに、姿勢もくささず、熱心に町長の話を聞いている姿は、まさに21世紀を担うにふさわしい光景でした。



国民年金より

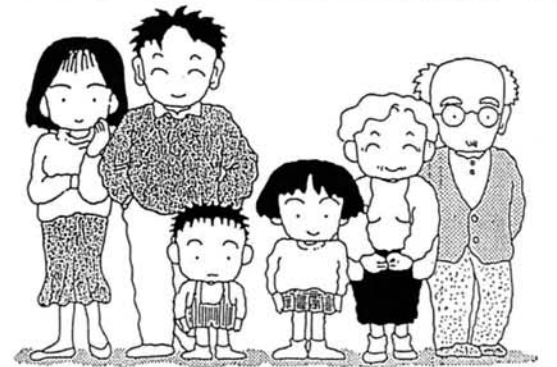
老齢福祉年金を受け取ったら年金証書の提出を忘れずに

老齢福祉年金を受けているみなさん、平成3年からは国民年金証書の提出が4月と8月の年2回となります。今までは、年1回(8月)国民年金証書を提出して、1年分の年金額を記入し、年金の支払いを行っていたため、4月からの年金額の引上げに伴う改定差額につきましては、国民年金特別証書により支給してまいりました。

しかし、昨年4月から完全自動物価スライド制が導入されたことにより、平成3年からは、国民年金証書に4月からの年金額の引上げに伴う新年金額で支払額を記入することになりました。

もし国民年金証書の提出が遅れたり、忘れていますと年金額の記入ができなくなり、老齢福祉年金の支払いが支払い日に間に合わなくなる場合もあります。

4月期分(12月〜3月分)の老齢福祉年金を受け取りましたら、忘れずに国民年金証書を役場へ提出して下さい。



国民年金保険料は 九、〇〇〇円に改定されました

国民年金の保険料は、4月から一ヶ月九、〇〇〇円に改定されました。国民年金は、加入者の方が老齢となったときや、万一の事故や病気で障害者や母子世帯となったときに、生活の支えとして支給される大切なものです。ですから、年金額とその財源となる保険料とのバランスは、そのときの社会情勢に合わせた額に保つていかなくてはなりません。そのため、保険料は段階的な引き上げが必要となります。

国民年金制度を健全に運営していくための保険料の改定でありますので、国民年金加入者のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

なお、付加保険料は今までと同様に一ヶ月四〇〇円です。

土地取引のまえに…… 土地 4月は 10,000㎡以上の取引については 届け出が必要です



一、国土利用計画法のねらい
みなさんが自分勝手に土地を利用し、自分の利益だけを考えて投機的な土地取引を行ったらどうなるでしょう。
土地基本法は「土地についての基本理念」として次の4つの考え方を定めています。
一、土地については公共の福祉が優先します。
二、土地は適正に計画に従って利用されなければなりません。
三、土地は投機的な取引の対象としてはなりません。
四、土地の価格が道路、鉄道の整備や人口、産業の動向などによって増加する場合には、それによる利益に応じた適切な負担が求められるべきです。

国土利用計画法は、こうした理念のつとりに土地の投機的取引や地価の高騰を抑制し、乱開発などを未然に防ぐため、次の一定面積以上の土地取引を行う両当事者（売買の場合は売り主と買い主）に届出を義務づけています。

市街化区域 (当町は指定なし)	二、〇〇〇㎡以上
市街化区域を除く 都市計画区域 (当町は指定なし)	五、〇〇〇㎡以上
都市計画区域以外 の区域 (当町全域該当)	一〇、〇〇〇㎡ (約一町歩) 以上

個々の取引面積は小さくとも合計すると一定面積以上となる一団の土地についても届出は必要です。

二、届出から契約まで
契約をしようとするときは、取引の両当事者は、取引の予定価格や利用目的を記入した届出書あての届出書を契約を、結ぶ六週間前までに役場に届けてください。
届出を受けた県知事は、取引価格と利用目的について審査をし不相当と認めるときは、取引の中止または変更を勧告することがあります。それ以外の場合には届出日から六週間以内に勧告をしない旨文書で通知します。この通知を受け取れば契約ができることとなります。

三、届出が必要な土地取引
届出なければならぬ土地取引は、次の要件のものです。

四、届け出をしないと
届出をしないで土地取引をしたり、偽りの届出をすると六ヶ月以下の懲役または、百万円以下の罰金が課せられることがあります。

なお、届出に必要な用紙は、役場にあります。詳しいことは役場企画開発課へおたずねください。

みんなでそろって投票しましょう

選挙名	新潟県議会議員一般選挙	寺泊町議会議員一般選挙
項目		
投票日	4月7日 (午前7時から 午後6時まで)	4月21日 (午前7時から 午後6時まで)
開票	4月7日午後7時30分より 役場議場	4月21日午後7時30分より 町体育館で予定
投票できる人	寺泊町に住所のある人で、選挙人名簿に登録されている人は、投票することができます。	3月28日に県議選のための選挙人名簿の登録が行われましたが、その後、4月15日に再度町議選のための名簿登録が行われます。この際の名簿に登録されれば、投票することができます。ただし、投票日までに転出される人は、投票できませんのでご注意ください。
転入してきた人	他の市町村から転入してきた人で、平成2年12月28日以前に転入届をし、引き続き寺泊町に住んでいる人は投票できます。	他の市町村から転入してきた人で、平成3年1月15日以前に転入届をし、引き続き寺泊町に住んでいる人は投票できます。
転出した人	平成2年12月5日までに、県内の他の市町村へ転出した人は、転出先の市町村で投票することになります。 平成2年12月29日以降の転入者及び転出者の投票は—12月29日以降に県内の他市町村から寺泊町へ転入された人は、町が発行する証明書を持っていけば前の市町村で投票できます。12月29日以降に寺泊町から県内の他市町村へ転出し、引き続き住んでいる人は、転出先の市町村長が発行する証明書を持参すれば、寺泊町で投票できます。	選挙人名簿に登録されている人でも、投票日までに寺泊町から転出した人、又は転出する人は、選挙日当日選挙権がありませんので投票することはできません。
20才になる人	昭和46年4月8日以前に生まれた人で、引き続き寺泊町に住んでいる人は、投票できます。	昭和46年4月22日以前に生まれた人で、引き続き寺泊町に住んでいる人は、投票できます。
町内にさ人は…	平成3年2月28日までに寺泊町の他の投票区の住所地へ転居された人は、新しい住所地の投票所で投票できます。3月1日以降に転居された人は、前の住所地の投票所で投票することになります。	平成3年3月31日までに寺泊町の他の投票区の住所地へ転居された人は、新しい住所地の投票所で投票できます。4月1日以降に転居された人は、前の住所地の投票所で投票することになります。

投票日に投票所へ行けない方は 不在者投票を!

投票日に、やむを得ない用務で投票所へ行けない人、病氣、出産などで入院されている人、又は他の市町村へ出稼ぎに行っている人などのため、前もって投票できる不在者投票制度があります。

▼不在者投票のできる期間は：
告示の日から投票日の前日まで、土曜日、日曜日にかかわらず午前8時30分から午後5時までです。

▼不在者投票のできる場所は：
町選挙管理委員会のほか、出稼ぎ先の市町村選挙管理委員会、又は入院（入所）先の病院（施設）等で、県選挙管理委員会が指定した所でも投票はできます。

▼不在者投票の手続は：
不在となる期間や時間、行き先及び不在となる理由を「不在者投票請求書」に自ら記入します。（印鑑を忘れないようにお願いします）

なお、出稼ぎ先の市町村で投票をしたい人は、早めに町選挙管へ投票用紙等の請求をしてください。入院先の病院等で投票したい人はその旨病院の方へ申し出てくださいます。

山火事に注意

例年4月、5月は林野火災が頻発するので、野焼き、たき火等による火災には充分注意しましょう。

- 枯れ草等のある危険な場所ではたき火をしないこと。
- 強風時及び乾燥時にはたき火をしないこと。
- たき火の場所をはなれる時は、完全に消火すること。
- たばこの吸いがらは必ず消すこと。
- 車からたばこのすいがらを投げ捨てないこと。
- 火入れの許可は必ず消防署に届け出をすること。

4月1日より 消防団幹部が次のとおり かわります。

団本部		訓練部長：河野 正	
副団長：長谷川秀逸		技術部長：伊藤博良	
副分団長		予防部長：小熊光雄	
第1分団	松沢町 勝	上片町 廣一	
第2分団	山田 洋一	笠原 克己	
第3分団	足立 勝彦	半友 嵐梅二	
第4分団	法内 忠弘	和山 治司	
第5分団	深瀬 哲夫	加藤 潤一郎	
第6分団	金子 新二	五分一 和範	
第7分団	入軽井 保正	岩方 美千男	
第8分団	小田 善文	高内 遠藤 富三雄	

消火器の訪問販売に注意!



◎消防署から来たとか、消防署の関係ですとか、まぎらわしい言いで消火器の訪問販売をしている業者がおります。消防署では消火器販売することはありませんのでご注意ください。

消防署員は消火器販売をしておりません。

まず消そう 火への鈍感 無関心



県下一斉春季
火災予防運動
4月1日~7日
寺泊町消防本部

みんなの力で「県立寺泊高等学校」を大きく育てよう

春とはいえ、寒い日が続くなか、好天に恵まれた三月十八日、平成三年度の新潟県公立高等学校入学者選抜学力検査が県下一斉に行われました。寺泊高校では、関係者の努力もあって年々受験者が増えて来ている中で、今年の志願者数は、第一次が一九九名、うち五名の志願変更と辞退者二名がありました。

受験生一三二名(当日欠席者一名)が、県下でも高い競争率の中、試験に挑みました。

小雨降る二十日十二時すぎ不安と緊張の受験生、保護者、また中学の先生が見守る中、合格発表がありました。

毎年この時期ですが、特に今年は狭き門を突破した嬉しさからか「ヤッター/ヤッター」という歓声が寺高キヤンパスに大きく響きわたっていました。

九十二名の合格者の内訳

「狭き門」を 突 破

は、寺泊の両中学校が二十八名、長岡地区三十名、近隣中学校三十四名となっています。旺盛な向上心に燃える先生と生徒が一丸となって、寺泊高校発展のため努めている成果が、開校以来最高倍率となつて現れたものだと思います。更に、町民各位から、より一層のご理解ご協力をいただきまして、「県立寺泊高等学校」を大きく育てたいと願っております。



町史編さんシリーズ⑦ 兄弟集落を行く—入軽井・町軽井— 昔は小加礼井村で 八幡宮神官の領地



入軽井・町軽井は、室町期ごろ小加礼井村と称し、足利幕府が八幡宮(柏崎市曾地八幡神社等の説あり)の神官水室真興に交付した土地であった。永徳(二二三年)の上杉憲方書状や越後守護代長尾景春の打渡状に「越後国山形郡小加礼井村は水室判官真興の知行」であることが明記されている。至徳四(三三三年)には、水室真興がこの地を安田憲朝に代銭二五貫文で売渡し、応永十四(四三三年)、憲朝が惣領亀一丸へ小加礼井村を譲る書状をのこしている。つまり、この地は戦略上の要衝であり、水陸交通の要地であり、豊かな農耕地帯であったのである。

軽井郷の歴史は古い。最近発見された二基の大久保古墳も、二五メートル・一八メートルの規模や前方後方墳の形状から四世紀後半頃のものとして推定され、標高四〇メートル、眺望のすばらしい現地に立つと、偉大な古代人へのロマンを覚える。

この地は文正(四二四年)から明応(四三三年)にかけて、板橋城主軽井治郎時宗が支配したと伝えられ、その地名も城主の姓の軽井に由来するといふ。しかし、永徳二年水室真興知行の記事は一〇〇年も前で、既に小加礼井の村名もあり、加礼井が軽井となり、川港の町方と、山の方へ入り込んだ所が現在の両集落名になったと考えられる。

入軽井と町軽井が分村したのは寛永十一(一六三四)である。元和六(一六二〇)の長岡藩知行目録には「軽井川」という名の一村になっている。領主は、長岡藩—幕府領—村上藩—白河藩—桑名藩と明治に至る迄同じで、村高は元禄郷帳に入軽井三三九石余、町軽井二八八石余、天保郷帳は四〇六石余と四八一石余、戸数は白川風土記に四四軒と四一軒となっている。そして両村が善高村に統合される前年の明治二十一年の戸口は、入軽井四五戸二八六人、町軽井四九戸、二六一人で、同じ村勢を保ってきた。

町軽井は古くから水陸交通の要地で、明治六年「川船員数書上帳」には船持一六人、船数一七隻とあり、陸路は入軽井—黒坂—小島谷—出雲崎の起点で荷捌き商売が繁昌していたから、荷物を背負う古語「かるふ」が軽井の地名になったという説もある。

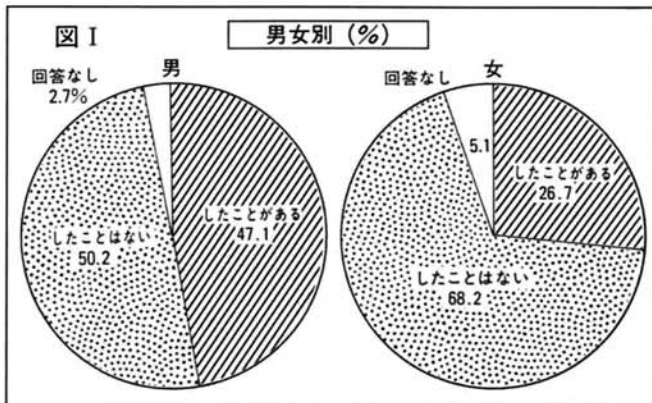
入軽井は字の数が四八もあり町内最高である。これは開発の古さを示すものであろうか、大久保古墳をはじめ塚や石塔が多い。板橋城跡は字居村の北側に位置する山城で、島崎方面に通じる黒坂峠を守り要であった。戦国初期に城は夏戸城主の志駄氏に攻め滅ぼされたが、この地は軽井郷の中心であった。幕末から明治にかけて、遠藤軍平はここに西軽塾を開いて延二〇〇〇人の塾生を教えた。明治六年入軽井小学校設置、同二十二年万善寺小学校の分校となる。町軽井小学校は明治十七年に設置され、同四十一年に山ノ脇小学校に統合。大正四年に長鉄が開通(昭和五〇廃線)して町軽井駅ができた。昭和元年に初めて電灯がついた。

「生涯学習に関する意識調査」～報告その2～ 一学習や文化・スポーツ活動に参加した町民は36.2%一

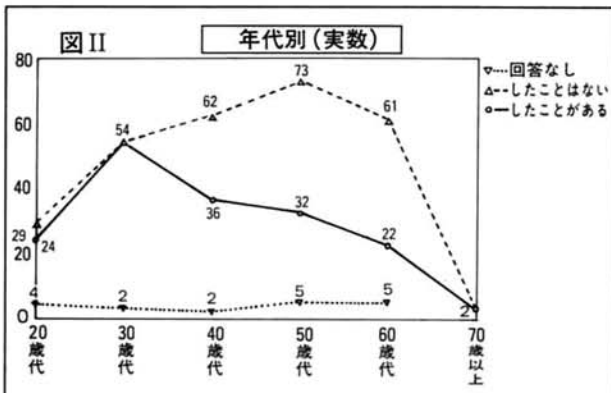
前回の報告に続いて、今回は、昨年一年間に学習や文化・スポーツ活動（以下学習活動という）に参加した状況について報告いたします。

学習経験の有無（図Ⅰ・Ⅱ参照）

● 学習経験がある 三六・二％
● 学習経験がない 五九・八％
男女別（図Ⅰ）
男子 四七・一％
女子 二六・七％と女子の参加が少なくなっています。

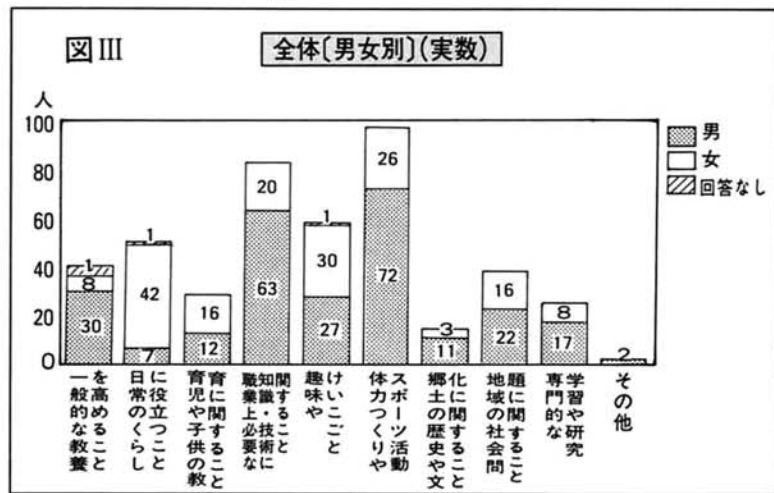


年齢が上がると減りましたが、参加者は減少していきません。この結果、町民の学習参加は約四割であり、女子の参加は男子の半数しかなく、四〇代以上は減少しています。子育てに手のかからなくなった女性も「家庭内の仕事」に追われているか、テレビ等でのんびりしていることが伺えます。



学習した人はどんな内容の学習活動をしたのでしょうか。男子は「体力づくり・スポーツ活動」「職業上必要な知識・技術に関すること」。女子は「日常の暮らしに役立つこと」「趣味や稽古ごと」が多く男女の学習傾向の違いが出ています。一方、郷土の歴史や文化に関する「郷土の歴史や文化に関すること」等は意外と関心が薄いようです。

学習の内容（図Ⅲ参照）

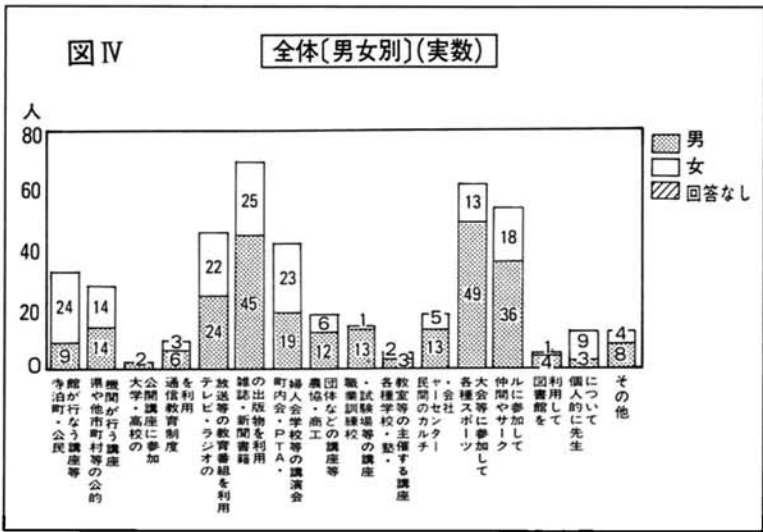


また四〇代、五〇代の農業者等や会社経営者の自営的関係者が「職業上必要な知識・技術に関すること」を第一位に上げていることは、常に新しい知識、技術を求め経営に努力されていることが伺えます。一方、地区別に見ると特徴として、郷土地区の「郷土の歴史や文化に関すること」二七・三％と他地区に見られない高い数値を示していることです。このことはこの地区に関心のある人が多いのか、それ

のような「学級・講座」があるのか、指導者がおられるのかこの調査からは判断しきれませんが特色のある傾向を示しています。学習内容から浮かび上がる町民像は、全町民の四割近くが、地区の運動会やスポーツ大会、婦人バレー等に参加して体を鍛え、仲間と仕事上の相談や学習をし、時間があれば趣味と稽古ごとを楽しむという町民のようです。

学習方法（図Ⅳ参照）

どんな方法・形式で学習活動をされたのでしょうか。「書籍・新聞・雑誌を利用」された個人的学習活動をしているのは、自営的職種の方や公務員、主婦等です。一方「仲間やサークルに参加して」集团的学習をされた人も多く特に会社経営者では約半数づつです。

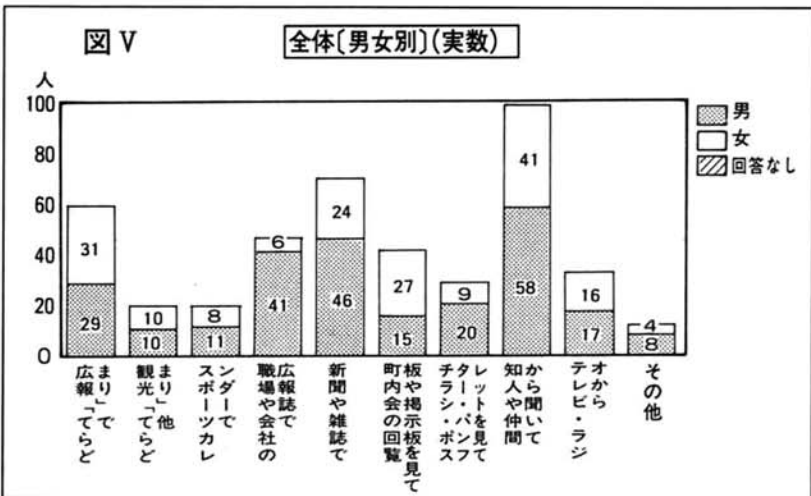


どの年代も男子は「体力づくり・スポーツ活動」に参加しての学習が多いが女子の参加が少ないようです。「公民館の学級・講座」の参加は無職の人達が断然高い数値を示しています。学習の仕方は町民それぞれが自

学習情報源は男女とも「知人や仲間から聞いて」が一番多く、次に男子は「新聞や雑誌」「職場や会社の広報紙」と続くが、女子は

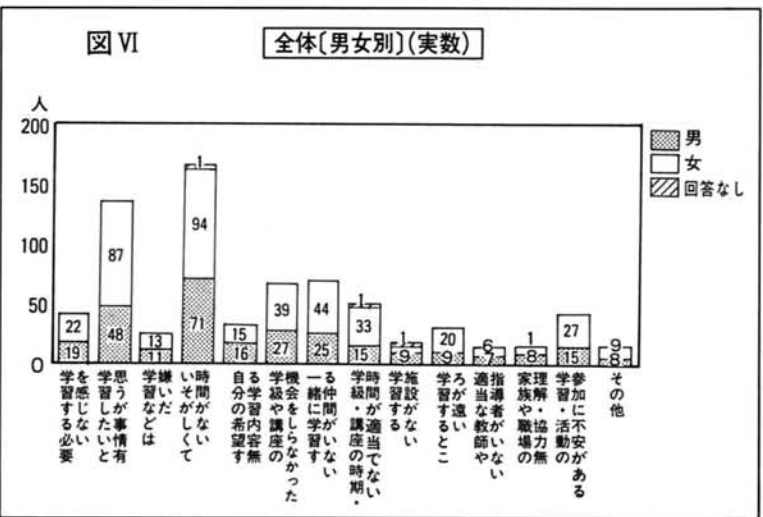
学習機会を知った方法（図Ⅴ参照）

「広報でらどまり」「町内回覧板」となっています。学習情報提供源の「スポーツカレンジャー」が意外に活用されてい



学習情報の受信方法からも、男子は仕事人間で、家庭に配布されているものよりも「職場・仲間」との結び付きを大切にし、確かな情報として信頼もしているように考えられます。女子は地域等の身近な情報を十分に活用されている様子が伺える。情報を得る手段として「知人や仲間から聞いて」が一番多いことは、俗に言う「口込み」の威力がはつきりと示されています。

活動しなかった理由（図Ⅵ参照）



全町民の約六割の人が学習活動に参加していないのですが、その理由は「時間がない」「事情で出来ない」「仲間がいない」「事情で出来ない」「等が主なるものです。日常生活の多忙さがその要因ではないでしょうか。

これらの人に学習時間や場の設定を工夫してやったり、仲間づくりなどに手をささし、必要を感じると感じます。また「学習をする必要を感じない」「学習は嫌いだ」という人が六〇歳代をピークに一割近くおられます。必要

人生八〇年代の今日、一人一人が趣味を追求し、生きがいを持って、自分の貴重な人生経験を地域社会に還元したりすることが立派な学習活動になると考えます。今回は学習した人の内容を中心に報告いたしました。

4月の健診・注射などのお知らせ

開催日	時間	会場	種別	対象
4月4日(木)	午前10時～10時50分	町軽井公会堂	畜犬登録と 狂犬病予防注射	○当日会場へ持参するもの 1. 通知書 2. 愛犬手帳 3. 料金 4,950円(1頭分) ※期間中に注射を受けない場合の処置として、例年実施しております個別訪問注射は、今年度より実施しませんので最寄りの開業獣医師に相談のうえ、登録と注射を受けてください。
	午前11時10分～11時40分	大河津支所		
	午後1時～1時20分	法崎準低温倉庫		
	午後1時50分～2時10分	夏戸集落センター		
4月5日(金)	午後1時30分～2時30分	寺泊町体育館		
4月8日(月)	午後8時30分～12時30分	与板町「てまり荘」	リハビリテーション	脳卒中後遺症者等
4月9日(火)	午前10時～10時20分	郷本保育所	畜犬登録と 狂犬病予防注射	4日・5日と同じ
	午前10時50分～11時10分	野積小学校		
4月10日(水)	2時までにおいで下さい	母子健康センター	三種混合予防接種	昭和63年9月1日～平成元年3月31日 生まれの乳児
4月11日(木)	1時30分までにおいで下さい	農業研修所	三種混合予防接種	昭和63年9月1日～平成元年3月31日 生まれの乳児
4月12日(金)	午後1時30分～1時50分	母子健康センター	乳児健診	平成2年7、8、11、12月生まれの乳児
4月16日(火)	午後1時30分～2時	母子健康センター	1才6ヶ月児健診	平成元年7月1日～平成元年9月30日 生まれの乳児
4月17日(水)	2時までにおいで下さい	母子健康センター	ポリオ生ワク投与	初回 平成2年7月1日～平成2年12月31日生まれの乳児 追加 平成2年1月1日～平成2年6月30日生まれの乳児
4月18日(木)	1時30分までにおいで下さい	農業研修所	ポリオ生ワク投与	同上
4月23日(火)	午後1時30分～2時	農業研修所	1才6ヶ月健診	平成元年7月1日～平成元年9月30日 生まれの乳児

◆役場の人事異動 (4月1日付け 係長級以上)

区分	氏名	新職名	旧職名
課長級 (8名)	山田 隆史	税務課長	保健衛生課長
	加納 博人	農林水産課長	議会事務局長
	遠藤 直英	議会事務局長	農林水産課長
	山田 昭夫	企画開発課長	商工観光課長
	長井 正雄	商工観光課長	住民課長
	清水 正	保健衛生課長	税務課長
	外山 辰司	大河津支所長・支所税務係事務取扱	大河津支所長
	吉井 功	住民課長(昇任)	副参事・水族博物館係長
係長級 (4名)	佐藤 典夫	国保診療所事務長	住民課戸籍係長
	山添 光雄	企画開発課大河津分水路改造事業対策室係長	商工観光課大河津分水路改造事業対策室係長
	田中 正明	水族博物館係長	国保診療所事務長
	藤井 衛	住民課戸籍係長心得	住民課住民相談係主任

◆退職される方 (3月31日付け)

氏名	旧職名
丸山 リヨ	教育委員会(大河津中学校調理員)

公民館ひろば

公民館事業のお知らせ

さあ！今から始めよう
あなたの“生涯学習”

公民館では、生涯学習と仲間づくりをめざして、いろいろな学級・講座を計画しています。

お誘い合わせ、寺泊町公民館(☎75-2446)及び大河津公民館(☎97-2497)へお申し込みください。

《一般の方を対象に》

●初心者のためのパソコン講座

～パソコンの基本操作が習得できます～

会場	開催日時
寺泊町公民館	7月(予定)

●水墨画教室

～水墨画の描き方を初歩から学びます～

会場	開催日時
大河津公民館	1月より(予定)

●初心者書道教室

～書道を初歩から学びます～

会場	開催日時
寺泊町公民館	6月より 毎月第1, 2, 3水曜日 午後7時30分～

●英会話入門講座

～英会話を基本から学びます～

会場	開催日時
寺泊町公民館	6月より(予定)

《婦人の方を対象に》

●寺泊婦人文化講座

～婦人の趣味と教養をめざします～

会場	開催日時
寺泊町公民館	5月より(予定)

●大河津婦人スクール

～魅力ある婦人像をめざします～

会場	開催日時
大河津公民館	5月より毎月1回

●寺泊女性セミナー

～女性の社会参加と家庭生活の向上をめざします～

会場	開催日時
寺泊町公民館	5月より毎月1回

●料理教室

～料理の基本について学びます～

会場	開催日時
青少年研修センター	6月より(予定)
大河津公民館	

固定資産課税台帳の縦覧について

平成3年度固定資産課税台帳の縦覧を下記のとおりおこないますので希望者は期間中に閲覧されますようお知らせします。

- 記
- 縦覧期間 4月6日から4月25日まで
(但し、日曜、祝日を除く)
 - 時間 午前8時30分より午後5時15分まで
(但し、第2、第4土曜日は休みとなり又、第1、第2土曜日は午後0時30分迄となります。)

3. 縦覧場所 寺泊町役場
(本庁地区分) 大河津支所
(支所地区分)

4. 縦覧される方は、印鑑(本人以外の場合は委任状が必要です)を持参下さい。

お願い

お心当たりの方ご連絡下さい。以前当町に住んでおられた方で伊藤長太郎、伊藤いしさんに関する調査依頼が、ペルー在住の伊藤長太郎さんの御子息から来ております。伊藤長太郎さんは大正5年(当時18才)に南米チリへ渡航し、伊藤いしさんは大正6年(当時43才)に同じくチリへ渡航しており、2人は家族と推察されるとのことです。役場に保管されている戸籍からは判明いたしません。どんな情報でも結構です。お心当たりの方は役場住民課戸籍係までご連絡下さい。電話 75-3111



道路はいつまでもきれいに！
農業経営のみなさん、やがて農耕作業の時期を迎え農作業車による道路の汚損が目立つ時期です。特に舗装された路面に「ドロ」を落としますと、スリップ事故も現に発生しており、ひいては大きな事故にもつながります。事故防止は勿論のこと道路はみんなのものです。農作業を終えて道路を走行する際には「ドロ」をよく落とし、路面を汚損しないようお願いします。

逸品がずらり！

寺泊町酒造従業員組合 清酒品評会開催

越後杜氏の源流といわれる寺泊杜氏の逸品が、北は北海道、南は岡山県から集まり、清酒品評会が開催されます。一般に市販されない、この品評会のために精魂こめて作った酒をあなたも味わってみませんか。
■日時 4月6日(土) 午前9時～正午まで
■場所 寺泊町役場議場

「長岡検察審査会からのお知らせ」

皆さん、あなたや御家族の方で交通事故にあわれたり詐欺とかおどしなどの犯罪の被害をうけて警察や検察庁に訴えたが、検察官がその事件を裁判にかけてくれなかった、どうも納得できないという不満をお持ちの方はいませんか。そういう方は、下記の検察審査会に御相談ください。検察審査会は、選挙権のある皆さんの中からくじで選ばれた11人の検察審査員が、検察官が犯人を裁判にかけなかったことが正しいかどうかを審査するところです。相談や審査申立の費用は一切ありません。

長岡検察審査会事務局
長岡市三和3丁目9番地28(新潟地方裁判所長岡支部内)
電話(0258)35-2141

献血にご協力を 4月26日(金)来町 寺泊町体育館 受付 { 午前10時～12時 午後1時～3時

人権擁護委員にご相談を

平成3年3月1日付けで、上片町の住吉アヤ子さんが、法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。

人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るために置かれているものです。種々の問題でお困りの方は、お気軽に自宅へ相談にお出かけください。相談は無料で、他へもれることは絶対にありません。いじめ、私的制裁、名誉信用等の侵害、村八分、教育を受ける権利の侵害、強制圧迫、酷使虐待、生活権の侵害、その他諸問題。

- ◇人権擁護委員
- 磯町 小島 平弥 75-2101
 - 北薗根 本間 莊三 97-2414
 - 上片町 住吉アヤ子 75-2148

登記簿謄本・抄本の手数料が改定されます。
平成三年四月一日から登記簿の謄本・抄本の手数料が一通、五〇〇円から六〇〇円に改定されます。なお、閲覧、印鑑証明など他のものについては変更ありません。詳しくは、最寄りの法務局へお尋ねください。
新潟地方法務局

危険物取扱者試験日、受付期間、試験の種類及び試験場所

試験日	受付期間	試験の種類	試験場所
平成3年5月28日(火)	平成3年4月22日(月)～4月30日(火)	乙種第4類	新潟市・長岡市
平成3年7月9日(火)	平成3年6月6日(木)～6月14日(金)		新潟市・三条市
平成3年7月23日(火)	平成3年6月17日(月)～6月25日(金)	丙種	県支部の指定する高等学校の生徒に限る。

問い合わせは、消防署 0258-75-2476(予防係)へ。

〈スパイクタイヤの使用規制についてお知らせ〉 スパイクタイヤの使用を規制する法律ができました。

スパイクタイヤによって発生する粉じんから、住民の健康と生活環境を守るため、「スパイクタイヤ粉じんの発生防止に関する法律」が平成2年6月に制定されました。法律の主な内容は次のとおりです。(法律の概要)

- *すべての国民は、スパイクタイヤ粉じんを発生させないように努めなければなりません。
- *指定地域内では、積雪又は凍結状態にない舗装路面でのスパイクタイヤの使用は禁止されます。ただし、次に示す政令で定める自動車等は除外されます。
 - ・救急用自動車、消防用自動車などの緊急自動車
 - ・災害時の緊急輸送車両
 - ・除雪車
 - ・一定の身体障害者又は戦傷病者が運転している自動車
 - ・(身体障害者福祉法別表第4号又は第5号に掲げる身体上に障害がある者又は、戦傷病者特別援護法に規定する肢体不自由又は心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸若しくは小腸の程度が特別項症から第6項症まで又は第1款症から第3款症までである者が運転している自動車)
- *積雪又は凍結状態にない舗装路面をスパイクタイヤで走行すると、10万円以下の罰金が科せられることとなります。
- *スパイクタイヤの使用禁止は平成3年4月1日から、罰則は平成4年4月1日から適用されます。
- *大型自動車については、当面、法律の公布の日から3年を超えない範囲でスパイクタイヤの使用禁止、罰則の適用は猶予されます。

産業別最低賃金の改正決定について

産業別最低賃金	日額	時間額	効力発生の日
新潟県電気機械器具製造業最低賃金	4,545円	569円	平成3年1月26日
新潟県自動車小売業最低賃金	4,507円	564円	平成3年2月13日
新潟県各種商品小売業最低賃金	4,285円	536円	平成3年3月14日